

第一六回

参第六号

勤労青年教育振興法（案）

（目的）

第一条 この法律は、教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の精神にのつとり、勤労青年に対し教育の機会均等を実質的に保障し、もつて国民の教育水準の向上に寄与するため、勤労青年教育の振興を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「勤労青年」とは、義務教育修了後働きながら学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による学校の教育を受ける者をいう。

2 この法律で「勤労青年教育」とは、左の各号に掲げる教育をいう。

一 高等学校が学校教育法第四十四条の規定により夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制課程」という。）において行う教育及び高等学校が同法第四十五条の規定により行う通信による教育

二 大学が学校教育法第五十四条の規定により夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）において行う教育及び大学が同法第七十条で準用する同法第四十五条の規定により行う通信による教育（以下「通信教育」という。）

（国の任務）

第三条 国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、勤労青年教育の振興を図るように努めるとともに、地方公共団体が左の各号に掲げるような方法によつて勤労青年教育の振興を図ることを奨励しなければならない。

一 勤労青年教育の振興に関する総合計画を樹立すること。

二 勤労青年教育に関する教育の内容及び方法の改善を図ること。

三 勤労青年教育に関する施設設備の整備充実を図ること。

四 勤労青年教育を受けている勤労青年に対して特別の奨学の方法を講ずること。

（充実した勤労青年教育の実施のための措置）

第四条 国及び地方公共団体は、勤労青年教育の特殊性に基き、充実した勤労青年教育の実施に必要な員数の教員、事務職員及び技術職員を配置することにつき特別の考慮を払わなければならない。

2 国及び地方公共団体は、勤労青年教育の特殊性並びに勤労青年教育又はこれに関する事務若しくは技術に従事する教員、事務職員及び技術職員の勤務の特殊性に基き、特殊勤務手当及び超過勤務手当並びに巡回指導、現場実習指導又は面接指導を行うための旅費その他の実費弁償で充実した勤労青年教育の実施に必要なものを支給することにつき特別の考慮を払わなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高等学校の勤労青年教育を受けている勤労青年で経済的理由により修学困難なものに対する授業料の減免、学資の補助その他の奨学のために必要

な措置の実施につき特別の考慮を払わなければならない。

4 国及び地方公共団体は、勤労青年教育の特殊性に基き、勤労青年教育に関する教科用図書の編修、検定及び発行に関し特別の措置を講じなければならない。

(高等学校の勤労青年教育の普及充実)

第五条 都道府県は、左の各号に掲げる市町村(市町村の組合及び特別区を含む。以下同じ。)以外の市町村の区域内に少くとも一の定時制課程を置く高等学校又は高等学校の分校を設置することに努めなければならない。

一 市町村でその区域内に国立、市町村立又は私立の定時制課程を置く高等学校又は高等学校の分校が設置されているもの

二 市町村でその区域内に定時制課程を置く高等学校又は高等学校の分校を設置しなくても当該区域内の勤労青年の修学に支障がないと認められるもの

2 前項に規定するものの外、国及び地方公共団体は、高等学校の勤労青年教育の普及充実に努めなければならない。

(公立の高等学校の勤労青年教育に対する国の負担)

第六条 国は、公立の高等学校で定時制課程のみを置くものの校長並びに公立の高等学校の教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び事務職員で主として勤労青年教育又はこれに関する事務に従事するものの給料、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当、日直及び宿直に関する手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、石炭手当、退職手当、退職年金及び退職一時金、死亡一時金、旅費並びに公務災害補償につき、地方公共団体において要する経費の実支出額の二分の一を負担する。

第七条 国は、予算の範囲内において、公立の高等学校に関する左の各号に掲げる経費の二分の一以内を負担する。

一 勤労青年教育を行うために必要な施設設備で文部大臣の定める基準に達していないものを当該基準に達せしめる場合において、その整備充実に要する経費

二 勤労青年教育の内容及び方法の改善に関する研究の中心施設として文部大臣が指定する高等学校が当該教育又は研究を行うために必要な施設設備の整備充実に要する経費並びに当該研究を行うために必要なその他の経費

三 その他勤労青年教育の振興のために特に必要と認められる経費

2 前項第二号の規定による指定は、都道府県の教育委員会の推せんに基づいて行われなければならない。

(私立の高等学校の勤労青年教育に対する国の補助)

第八条 国は、予算の範囲内において、私立の高等学校を設置する学校法人に対し、左の各号に掲げる経費の二分の一以内を補助することができる。

一 私立の高等学校の職員で主として勤労青年教育又はこれに関する事務に従事するものの給与に要する経費

二 私立の高等学校の勤労青年教育に関する前条第一項各号に掲げる経費

- 2 前項第一号の職員及び給与の範囲は、政令で定める。
- 3 前条第二項の規定は、第一項第二号に規定する私立の高等学校の勤労青年教育に関する同条第一項第二号に掲げる経費につき準用する。この場合において、「都道府県の教育委員会」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。
- 4 第一項の規定により国が学校法人に対し補助する場合には、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第五十九条第二項から第六項までの規定を準用する。
- 5 文部大臣は、第一項の規定により補助を受けた学校法人が左の各号の一に該当したときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をせず、又はすでに交付した当該年度の補助金を返還させるものとする。
 - 一 この法律又はこの法律に基く政令の規定に違反したとき。
 - 二 補助金交付の条件に違反したとき。
 - 三 虚偽の方法によつて補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。

（大学の勤労青年教育の普及充実）

第九条 国は、国立大学の夜間学部の設置及び通信教育の実施並びに国立大学における勤労青年教育を行うために必要な施設設備の整備充実に努めなければならない。

- 2 国は、予算の範囲内において、公立又は私立の大学の設置者に対し、これらの大学が勤労青年教育を行うために必要な施設設備の整備充実に要する経費その他勤労青年教育の振興のために特に必要と認められる経費の二分の一以内を補助することができる。
- 3 前条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による私立の大学の設置者に対する補助につき準用する。

（教科用図書の発行に関する補助）

第十条 国は、予算の範囲内において、勤労青年教育に関する教科用図書で政令で定めるものを発行する者に対し、その発行に要する経費の一部を補助することができる。

（政令への委任）

第十一条 この法律に定めるものを除く外、第六条から前条までの規定による国の負担金又は補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

（適用除外）

第十二条 第七条、第八条第一項第二号、第九条第二項及び第十条の規定は、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第十五条若しくは第十九条の規定により国が負担し、若しくは補助する経費又は同法第二十条の規定により国が補助することのできる経費については、適用しない。

（使用者の義務）

第十三条 勤労青年を使用する者は、その使用によつて不当に勤労青年が勤労青年教育を受けられることを妨げ、又は勤労青年が勤労青年教育を受け、若しくは受けようとするこの故をもつて、勤労青年に対し不当に不利益な取扱をしてはならない。

（罰則）

第十四条 高等学校の定時制課程において行う教育を受け、又は受けようとする勤労青年に対し前条の規定に違反する行為をした者は、三千元以下の罰金に処する。

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

附 則

- 1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。
- 2 この法律の規定の適用については、学校教育法附則第二百五条の規定による通信による教育又はその通信による教育を行う中学校は、当分の間、それぞれ第二条第二項第一号に規定する通信による教育又はその通信による教育を行う高等学校とみなす。
- 3 国は、当分の間、予算の範囲内において、高等学校の教育に類する教育を行う私立の各種学校を設置する学校法人に対し、左の各号に掲げる経費の二分の一以内を補助することができる。
 - 一 当該各種学校の職員で主として夜間その他特別の時間若しくは時期において授業を行う課程において行う教育又はこれに関する事務に従事するものの給与に要する経費
 - 二 当該各種学校が前号に規定する教育を行うために必要な施設設備の整備充実に要する経費
 - 三 その他当該各種学校の行う第一号に規定する教育の振興のために特に必要と認められる経費
- 4 前項の規定による補助については、第八条第二項、第四項及び第五項並びに第十一条の規定を準用する。
- 5 公立高等学校定時制課程職員費国庫補助法（昭和二十三年法律第百三十四号）は、廃止する。
- 6 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。
 - 第十条に次の一号を加える。
 - 二十五 勤労青年教育の振興に要する経費

理 由

勤労青年教育の重要性にかんがみ、勤労青年に対して教育の機会均等を実質的に保障する措置を講じ、勤労青年教育の振興を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。